

自動車税

- **自動車税種別割** …… 自動車を所有している人に課税されます。
- **自動車税環境性能割** …… 自動車を取得した時に課税されます。

自動車税種別割

この税は、自動車を所有している人に課税されるものです。

納める人

県内に定置場（車庫）のある自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型および小型特殊自動車を除く。）の所有者です。ただし、所有権を留保している自動車については、当該自動車の買主です。

納める時

- 定期 5月31日（納期限）までに納めます。 ※5月31日が土日祝日の場合は、その翌日となります。
- 随時 自動車を取得（登録）した際、納めます。

納める方法

- 定期 県から送付する納税通知書により納めます。
※金融機関等の窓口（詳しくはP36）で納められるほか、キャッシュレス納付（P38）や口座振替（P37）も可能です。
- 随時 県の発行する県証紙または県から送付する納税通知書により納めます。

納める額

自動車の種類や用途等で決められます。なお、4月1日以降に自動車を新規に登録したときは、その翌月から月割で計算した額となります。

●乗用車（ロータリー車は、総容積の1.5倍を総排気量とみなします。）

総排気量	年税額		
	自家用		営業用
	～令和元年9月30日までに登録	令和元年10月1日以降に新車登録	
1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
6,000cc超	111,000円	110,000円	40,700円

※営業用とは、ナンバープレートが緑色のものです。

●ライトバン（最大積載量1t以下のもの）

総排気量	年税額	
	自家用	営業用
1,000cc以下	13,200円	10,200円
1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円
1,500cc超	16,000円	12,800円

●トラック（主なもの）

最大積載量	年税額	
	自家用	営業用
1t以下	8,000円	6,500円
1t超 2t以下	11,500円	9,000円
2t超 3t以下	16,000円	12,000円
3t超 4t以下	20,500円	15,000円
4t超 5t以下	25,500円	18,500円

環境配慮による自動車税制のグリーン化

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及を図るため、排ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなっています。

① 環境負荷の小さい自動車（軽課）

令和5年度～令和7年度に新車新規登録した自動車は翌年度に限り、自動車税種別割額が次のとおり軽減されます。

【自家用】

対象自動車	翌年度軽減率
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車^{*1} プラグインハイブリッド車 	おおむね 75% 軽減

【営業用】

対象自動車	翌年度軽減率
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車^{*1} プラグインハイブリッド車 	おおむね 75% 軽減
令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ^{*2}	
令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ^{*2} (令和6年度登録分まで)	おおむね 50% 軽減

※1 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合またはH21規制からNOx10%低減達成に限る。

※2 平成30年排ガス規制50%低減達成車または平成17年排ガス規制75%低減達成車に限る(★★★★)

② 環境負荷の大きい自動車（重課）

令和6年4月1日に対象となっているもの。

対象自動車		重課率
バス・トラック 以外	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね 15% 重課 (対象年数を経過した 翌年度から毎年)
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 (LPG車を含む)	
バス・トラック	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね 10% 重課 (対象年数を経過した 翌年度から毎年)
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 またはLPG車	

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

走る広告塔!!

福井県版図柄ナンバー



登録自動車(中型標版)	7,500円
// (大型標版)	11,600円
軽自動車	8,250円

- 勝山市で発見された肉食恐竜「フクイラプトル」の全身骨格が描かれており、全国的にも人気の高い福井県の「恐竜」を強調したデザインになっており、好評です。
- 「走る広告塔」として福井県の知名度アップに期待がかかります。
- フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金のほかに寄付金(1,000円以上)をお願いし、交通改善、観光振興などに資する取組みに活用します。

減 免

身体に障がいのある方が運転する自動車、身体に障がいのある方のために、その方と生計を共にする人または常時介護する人が運転する自動車で、一定の要件に該当する場合には、自動車税種別割・自動車税環境性能割が減免されます。その他、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方についても、別に該当範囲が定められています。(身体障がい者等減免の該当範囲 P26 参照)

災害により相当の損害を生じた自動車や公益のため直接専用する自動車等についても減免制度があります。

減免の手続

●新たに自動車を取得した場合（自動車税種別割・自動車税環境性能割）

自動車を登録した日から 1 月以内に、福井県自動車会議所内の福井県税事務所分室へ申請書および必要書類を提出してください。1 月を過ぎた場合、「納期限後に減免申請する場合」をご覧ください。

●納税通知書が送付されてきた場合（自動車税種別割）

・継続で申請するとき

減免継続申出書（ハガキ）を毎年納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。

・新たに申請するとき

申請書および必要書類を納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。郵送する際は、事前に福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご連絡ください。

●納期限後に減免申請する場合（自動車税種別割）

申請された月の翌月分から減免となりますので、申請書および必要書類を福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。郵送する際は、事前に福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご連絡ください。

なお、納税済みの場合は、申請された月の翌月分からの税金が還付されます。

自動車の名義変更・抹消・住所変更の手続は確実に！！

自動車税種別割は毎年 4 月 1 日現在の車検証の記載に基づき課税されます。次のような方は、運輸支局で車検証の変更手続をしてください。

●自動車を下取りに出した方 …… 名義変更

●自動車を廃車した方 …… 抹消登録

手続されていないと、4 月 1 日現在自動車が手元になくても自動車税種別割が引き続き課税されます。

●引越しなどで住所が変わった方 …… 変更登録

事情があって運輸支局での変更登録が遅れる場合は、翌年度以降の自動車税種別割納税通知書の送付先を変更する手続きができます。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお電話いただくか、インターネットでお手続き下さい。

福井県 自動車税住所変更 URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/sonota/meihen.html>

(注) この手続は、自動車税種別割納税通知書の送付先を変更するものであり、車検証の変更はできません。

車検時の納税証明書の提示を省略できます！

運輸支局が自動車税種別割の納税確認を行いますので、車検時の納税証明書の提示は不要です。また、納税証明書を紛失された場合でも、再交付の手続きをする必要がありません。(ただし、納税証明書を提示することもできます。)

<ご注意ください！>

以下に該当する場合は、運輸支局で確認ができないため、納税証明書の提示が必要です。

1 金融機関・コンビニ等で自動車税種別割を納付後すぐに車検を受ける場合

納付方法によって、運輸支局で確認できるまでに最大 10 営業日程度の日数がかかります。納付後すぐに受検される場合は、県が交付する納税証明書の提示が必要です。

2 小型二輪自動車の車検を受ける場合

身体障がい者等減免の該当範囲

身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合	生計同一者（常時介護者）の運転の場合
視覚障害	1級～4級	左に同じ
聴覚障害	2級および3級	//
平衡機能障害	3級	//
音声・言語・そしゃく機能の障害	3級	//
上肢不自由	1級および2級	//
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級および3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級および3級	//
呼吸器機能障害	1級および3級	//
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級	//
小腸の機能障害	1級および3級	//
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	//
肝臓機能障害	1級～3級	//

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの級別
知的障害	療育手帳の交付を受けている方で障がいの程度（総合判定）が「A（重度）」と表示されているもの
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で自立支援医療費の支給認定を受けており、かつ障がいの程度が「1級」のもの

※障がいのある方が所有している自動車であればなりません。（原則、納税義務者も障がいのある方本人）
 ただし、生計同一者の運転の場合、身体障がい者で18歳未満の方、知的障がい者または精神障がい者の生計同一者所有の自動車であっても認められます。
 また、生計同一者（常時介護者）の運転の場合、もっぱら障がいのある方の通学、通院等のために使用される必要があります。